

第 8 回審議会の発言概要及び審議の結果について

①健康面からの評価、医学関係者等の審議会への参加

学校への健康面からの評価を求めるかどうか、その場合、医学、心理学、教育学等の専門家も加えて（当審議会に参加してもらい）審議を行っていくべきか。

宮木委員	【○】体内リズムの調整については、相対的なまぶしさが重要であると考えます。 また、こども心療内科医は、季節性鬱病の専門家ではないので、精神科の香坂雅子医師からの意見も聞くべきである。 ビタミンDについて、冬季は90%近くが散乱光に含まれるが、この散乱光の減少についても次回の審議会で議論したい。
------	--

結論

季節性鬱病については、専門家からヒアリングを行うこととなった。

ビタミンDの減少が健康面に与える影響については、次回以降、継続審議となった。

②札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例にもとづく小学生の意見等の反映

子供が意見を表明できる場や機会を確保するため、当審議会に何らかの方法で係わらせるべきか。

佐藤会長	・子どもを含めた当事者間の協議の場を設けること答申に記載するべき。
遠井委員	・こどもが審議会に参加し、発言してもらうことが望ましい。ただ、他部署とあわせて検討する必要がある。 【質問】 ・審議会の経過を教育委員会や小学校に知らせてもらうよう、「十分な情報を子どもにわかる方法で条例の趣旨に従って伝えること求める。」という一文を答申に記載すること可能か 【回答】 ・可能である。
宮木委員	・審議会の議論とは別に、この件について教育委員会の見解を知りたい。
森本委員	・子どもを含めた当事者間の協議の場を設けること答申に記載するべき。
西川委員	【質問】 ・当事者間の協議の場を設けることを答申に記載できるのか 【事務局回答】 ・可能である。
半澤委員	・小学校とは、教員なのか、保護者なのか、子どもまで含むのか、あるいは、教育委員会まで巻き込むのか。いずれにしても、何らかの代表する立場の人と情報交換をきちんとするよう答申にも記載するべき。

結論

答申で子供を含めた当事者間で理解を深めるため協議することを要望する。

③周辺中高層建築物を含めた状況把握とそれを含めた複合影響評価

準備書では、現状と事業実施後との比較が不十分である。周辺の中高層建築物による日影状況を明確にし、当該建物による日影状況を複合的に予測、評価することを求めるか。

佐藤会長	【○】当該建築そのものによる影響をより正確に判断できる。現在の建物で多くの影ができて、新しい建築物で僅かしかできないとなると、全体の影響のなかでは僅かな影響と言えるという捉え方もありえる。その点から全体を含めて建物の影響はどの程度なのかを見ていく必要がある。
村尾副会長	【○】一般の方々に説明する際には、公聴会でも述べられているとおり、複合日影がないとわかりやすい説明ができない。したがって、これが評価にどう結びつくかは別として、少なくとも参考資料として扱っていくべき
森本委員	【○】現状から開発したらどうなるかという、あくまでも総合的な影響を評価する必要がある。
遠井委員	【○】事業自体の影響は単体でということは理解できるが、環境への悪影響を評価する以上は、累積的效果や総量、全体としての悪影響を評価する必要がある
西川委員	【○】日影の影響は、複合された状態で受けるので、複合日影の資料は絶対に必要である。
半澤委員	【×】複合影響を含む必要はない。何かの結果が出たとしても、どう対策するかという問題が生じ、もう既に建ってしまっている建物をどうするのか対応できない。あくまで個別の建物の影響について粛々と進めるということによいのではないか。
五十嵐委員	【×】日影の評価に関しては問題ない。今の建物だけでコンサバティブな評価が出る。これで問題がなければ問題ないという意味では、場合によっては単独のものを使うことも可能である。 日影に関しては、審議会での説明で十分ではないか。

結論が出ず、継続審議となった。

④評価結果の記載（回避について）の適切な説明

評価結果で回避されているという記載があるが、低減のみで回避についての説明がない。事業者から適切な回答がなければ、評価書で削除することを求めるか。

結論

回避という表現を削除することで意見が一致した。

⑤審議会等で説明した資料等についての追加記載

準備書の記載内容は、説明が専門的、かつ、簡潔すぎる部分が多く、分かりやすい記載や説明表現を求めている条例の趣旨が反映されていない。審議会等で説明した資料等についても評価書に追加記載を求めるか。

遠井委員	【○】参考資料のものと審議をする上で必要な資料があり、事業者から提出されたものでも、審議で扱うのが適切ではないと判断するものもある。また、複合日影のように、一応のコンセンサスがとれて、これに基づいて審議することが望ましいと考えているものもある。 正式な文書に含める上では、これに基づいて審議したものを入れるが、いいものも悪いものも含めて、別冊として分ける扱いにしたほうがいいのか。
半澤委員	【○】求めます。
五十嵐委員	【△】追加情報についてはきちんと記載したほうがいいが、製本する必要はなく、追加資料をホチキス止めで添付する程度で十分である。

結論

評価書に追加する資料を選別し、他については不適切な資料を除いた後、別の資料とする。

※（事務局からの確認事項）

事後調査の必要性について、委員のご意見を伺いたい。